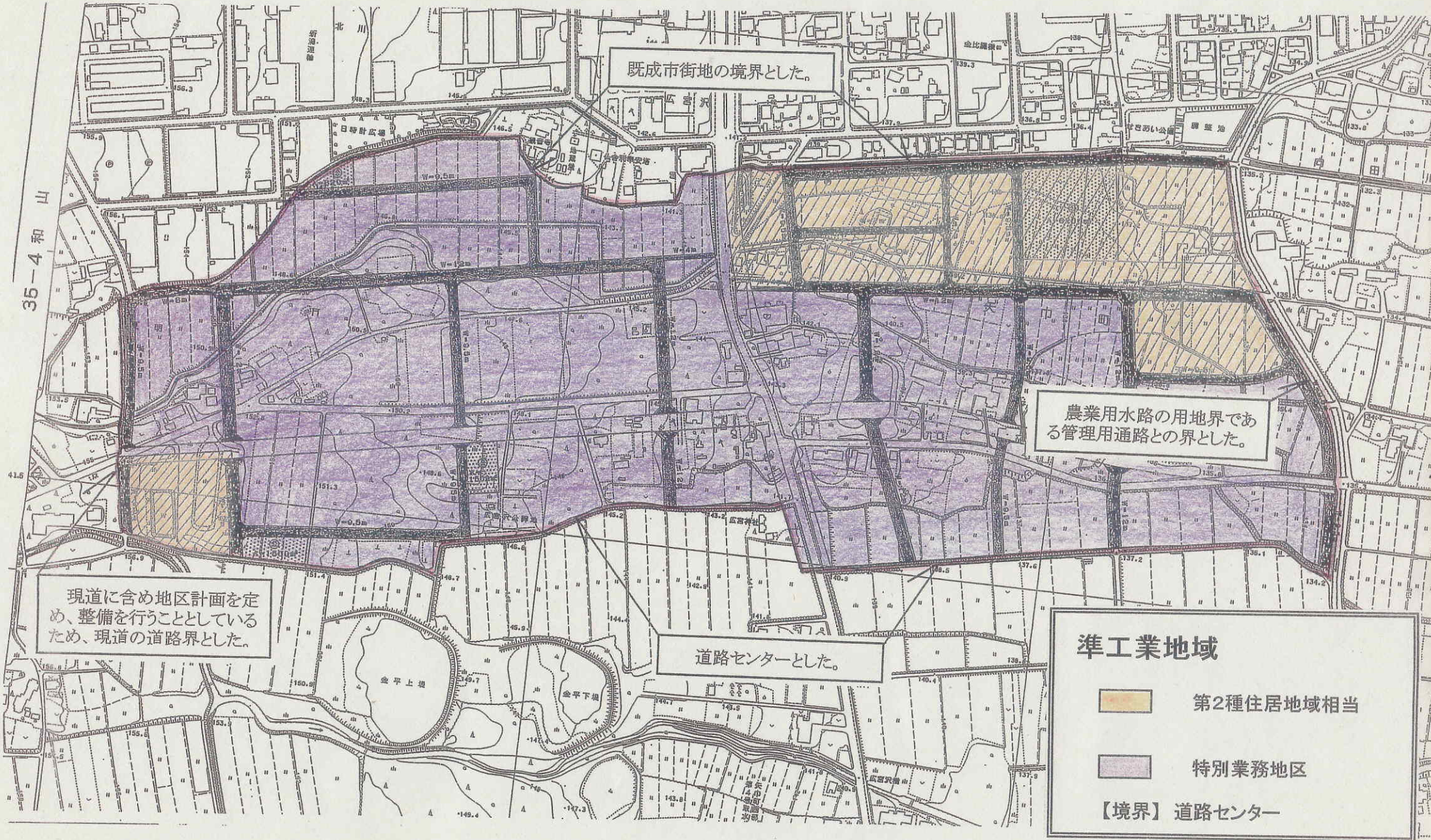


広宮沢第2地区



既成市街地の境界とした。

農業用水路の用地界である管理用通路との界とした。

現道に含め地区計画を定め、整備を行うこととしているため、現道の道路界とした。

道路センターとした。

準工業地域

- 第2種住居地域相当
- 特別業務地区

【境界】 道路センター

35-4 和山